

件名	墨田区議会における陳情の取扱いに関する陳情			
提出者 住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 M			
受理年月日	平成28年5月18日	受理番号	第30号	
<p>要旨</p> <p>1 墨田区議会における陳情の取扱いにおいて、地元民持参の場合については、従来どおり、これを請願と同等に扱い続けてください。</p> <p>2 地元外からの提出又は地元民であっても郵送による陳情は、一律、委員会付託外としてください。</p> <p>(理由)</p> <p>全国的若しくは広域的な事項について国若しくは都道府県に意見書を出すのであれば、議員自ら発議すべきものであり、又は地域内のことであれば地元住民が議員の紹介を得て請願し、若しくはこれが厳しければ自ら数多の署名を随伴した陳情をすれば良いのです。</p> <p>地元の住民から意見がない案件については、問題とみなされていない、又は住民の皆様がその問題に関心がなく、甘受若しくは妥協しているのであります。</p> <p>そもそも、地方自治は、当該地域住民が主体となって方針を決めるべきものなのです。</p> <p>部外者が僭越に介入し、まして陳情等をするなど、地域住民からしてみれば甚だグロテスクで相当程度のテロルなことなのです。</p> <p>これは、地元住民の皆様その他の関係各位に相当な負荷及び不快感等の迷惑をかけるものであり、むしろ自ら公共の福祉を著しく破壊する非違行為であります。</p> <p>地元外の陳情を付託外とし、地元の陳情を請願と同等の扱いとすることで、地域住民による地域行政＝地方自治の整備・拡充へ寄与できます。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				